

奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(奈良県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 奈良県住民基本台帳法施行条例(平成十四年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項の登録」を「第三項の登録」に改める。

(奈良県手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二百八十八の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同表二百八十九の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。